

平成26年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成26年3月7日（金曜日）

○議事日程

平成26年3月7日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍 太 郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こ ず え 君	7 番	平 田 豊 民 君
8 番	田 中 敏 靖 君	9 番	中 林 堅 造 君
10 番	三 原 昭 治 君	11 番	山 田 耕 治 君
12 番	重 川 恭 年 君	13 番	高 砂 朋 子 君
14 番	山 本 久 江 君	15 番	安 村 政 治 君
16 番	吉 村 弘 之 君	17 番	上 田 和 夫 君
18 番	松 村 学 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	山 下 和 明 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	安 藤 二 郎 君	23 番	河 杉 憲 二 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

6 番 和 田 敏 明 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	吉 川 祐 司 君
総 務 課 長	林 慎 一 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	木 村 雅 幸 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は和田議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
5番、藤村議員、7番、平田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続いての一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより、早速質問に入ります。最初は、8番、田中敏靖議員。

〔8番 田中 敏靖君 登壇〕

○8番（田中 敏靖君） おはようございます。会派「和の会」の田中敏靖でございます。通告に従いまして質問させていただきますので、執行部におかれましては明快なる回答をお願いいたします。

今回は、民生委員制度の機能・組織の充実について、ごみの減量化についてと、公道拡幅・改修についての大きく3点に分けてお尋ねいたします。

まず最初に、民生委員制度の機能・組織の充実についてのうち、初めに、解囑規定作成

についてお尋ねいたします。

昨年は3年に1度の改選期に当たり、12月1日より新任または再任された方々が新たな気持ちで御就任されたと思います。民生委員の職責の重要性は、少子高齢化社会において年々増加しております。特に、日ごろから地区住民と直接向き合い、福祉の最前線に携わっていただいております。深く感謝申し上げる次第でございます。

民生委員法第1条では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定されております。また、6条では、民生委員は、「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者」を推薦すると定めております。

地区の民生委員推薦準備会により市の民生委員推薦会に推薦が上がり、山口県に内申の手続となっておりますが、おおむね書類審査ではないかと思えます。推薦する場合には、いろいろ細かい審査基準が定められておりますが、もしも、その推薦し、就任された民生委員に民生委員としてふさわしくない方がおられたら、その方にやめていただいて、適格者に就任していただかなくてはなりません。社会福祉法の増進という民生委員法の目的は達成できません。

民生委員法第11条に解嘱の基準が3項目定められております。しかし、その解嘱の具体的な内容、例えば、交通違反をしたら不適格条項に当たるとか、が具体的に示されておられません。非常勤の地方公務員として守らなくてはならない具体的な取扱規定を定められておるか、お尋ねいたします。

次に、個人情報提供に関する要綱についてお尋ねいたします。

民生委員には、住民の異動状況や高齢者等の名簿など、さまざまな個人情報が提供されております。今、災害時の要援護者名簿を自治会長に提供しようとか、必要ではあるが、個人情報の保護について改めて検討すべきと思えます。

現状では、さきに述べたように、民生委員には多くの個人情報が提供されており、その管理について疑問があります。例えば、夫婦のどちらかが民生委員の場合に、場合によっては、見ようと思えば見れるのではありませんか。一般家庭では、一々鍵をかけて書類を入れるということは、なかなか難しいことと思えます。

また、民生委員である者が自治会長を兼務している場合には、またまた判断が難しいではありませんか。民生委員に対する個人情報提供で情報の管理、運用や退任後の情報の処理について、どのように定められておるかをお尋ねいたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 8番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御存じのとおり本市は、昨年の一斉改選によりまして、12月1日付で245名の方が民生委員・児童委員を委嘱され、社会福祉の増進に努めておられます。

民生委員の委嘱につきましては、民生委員法に基づきまして、市内14地区の地区民生委員推進準備会から適任者として推薦された方を、防府市民生委員推薦会で審査し、県に推薦いたします。県では、推薦者に対して県社会福祉審議会の意見を聞き、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっております。

まず、解嘱規定作成についての御質問でございましたが、民生委員の解嘱につきましては、議員御案内のとおり、民生委員法第11条第1項第1号に「職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」、第2号に「職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合」、第3号に「民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合」は、県知事の具申に基づき厚生労働大臣が解嘱することができることと定められております。

この法第11条に規定する解嘱事由につきましては、国の民生委員・児童委員選任要領に次のように示されております。

初めに、「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更などにより、事実上職務を行うことができない場合でございます。

次に、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病などのため事実上職務を行うことができない場合でございます。

次に、「職務を怠り」とは、法第14条に規定する住民の生活状況の把握や生活相談に応じるなどの民生委員の職務や、児童福祉法第17条に規定にする児童及び妊産婦の生活状況の把握や福祉に関する情報提供などの児童委員としての職務を怠った場合をいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条の個人の人格を尊重し、身上の秘密を守り、差別的な取り扱いをしない等の義務及び法第16条の「職務上の地位を政党又は政治的目的に利用しない」との義務に違反した場合でございます。

「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等となっております。

県におきましても、国に民生委員の解嘱を具申する場合、法第11条及び国の選任要領に基づいて手続を行っているとのことでございます。

本市といたしましては、民生委員の解嘱は厚生労働大臣が行うこととなっており、市独自で解嘱基準を作成することは適当ではないと考えておりますので、作成いたしておりま

せん。

今後も、市が県に対し解嘱の内申を行う場合は、既存の国の選任要領により解嘱事由に該当するかどうかを確認し、手続を進めてまいりたいと存じます。

次に、個人情報提供についてでございますが、民生委員につきましては、民生委員法第15条に、「個人の身上に関する秘密を守る」との個人情報の守秘義務について規定されております。この民生委員の個人情報の守秘義務につきましては、初任者研修会をはじめとする諸研修会などにおいて民生委員の皆様にご説明いたしておりますので、個人情報の守秘義務について十分理解されていると考えております。また、市から提供する個人情報につきましては、現在、情報提供各課において個別に適正な取り扱いをお願いいたしているところでございます。

しかしながら、個人情報につきましては、議員御指摘のとおり、偶然に御家族や第三者の目に触れる可能性や紛失の危険性もあること、また、今後、災害時避難行動要支援者などの情報等、提供する情報も増えることが予想され、適正な個人情報管理のために、個人情報の取り扱いについて統一的な要綱やマニュアルの作成の重要性は十分認識いたしております。

今後、先進地の要綱等の調査を実施し、関係各課と協議を行い、個人情報管理要綱等の作成を行ってまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、田中敏靖議員。

○8番（田中 敏靖君） 御答弁ありがとうございます。私が今回この民生委員の質問するのは、自分自身を振り返ってみてどうかなという思いがありましたので、質問をさせていただきます。

と申しますのは、私は議員という立場もございますけれど、また、片や自治会の連合会長というようなことで、民生委員の推薦準備会のほうの委員長とかいうふうなことを今まではやっておりましたが、昨年の改選のときに、要綱等々いろいろ検討した結果、私になるのが問題があるのではないかなと、こういうような思いの中で、かわりの者をその推薦委員会の委員長というような格好でやっております。

と申しますのは、自分一人が2つの役を持っておるような場合、どちらの立場で判断するか。特に政治をやっております私としては、そこら辺が偏った意見を出す可能性はないというような解釈をしております。こういうことから、このような質問をしておるわけです。

というのは、一人が2役をやれば、どちらを優先するか、立場によっては、いろいろな

ことが問われる。そういう問題を解決するには、いろいろな規定を定めておいたほうがいいのではないかなど、こういうような思いがございます。

しかしながら、民生委員になる人は現在は大変少ない。大変な仕事であると。仕事の割には報われないと、こういうことで、民生委員をやる方が少なくなっておると、こういうことで、できるだけ多くの方々にやっていただきたいというお願いをしておりますけれど、推薦をするときには、なかなかその該当者がいないという苦勞は十分わかっておるつもりでございます。

そういう中で、先ほどから質問しておりますように、推薦するときには、推薦するような要綱、いろんなチェックリスト等々がございますけれど、例えば解嘱するというような場合には、国のされることですので、地方のことではありませんが、やはりそういうことの、どういうことであれば解嘱になるということを推薦する時期ではっきりしておいたほうがいいのではないかなど、こういう思いの中で申し上げていることでございます。これからは、いろいろな問題点があるかもわかりませんが、一つの意見としてとっていただきたいなど、かように思います。

また、個人情報について、今、市長の答弁では、そういう要綱をつくっていこうというようにお考えがあるように聞きましたが、他市におきましてはきちっとした要綱がもう定められております。そういう要綱を定めておれば、民生委員に渡された個人情報をどのように処理されているかというのが明確に把握できると、かように思います。持っておる書類を自分で破棄せというのではなくて、民生委員をやめた場合には、その書類を回収すると。じゃあ、いついつ回収するということまではっきりしたほうがいいのではないかとということで、そういう個人情報提供の要綱というものを、要領か、要綱かわかりませんが、そういうものをつくったほうがいいという解釈で申し上げておる次第でございます。

これからは、まだまだたくさん問題が出てきております。245名ですか、多くの方々に、やっていく中には、やはりそれにふさわしくないという方もたまにはおられるんじゃないかなと思います。泣き寝入りにならないように、多くのその民生委員を頼りにしている方を守る上でも、こういうことは考えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、今回はあえて質問をさせていただきました。

この項につきましては、国のやることですので、このあたりでとどめさせていただきまして、次の質問をさせていただきます。

続いて、2つ目の項目といたしまして、ごみの減量化について、特にごみの減量機器の助成品目増加についてお尋ねいたします。

新焼却場も完成の運びとなり、分別収集も一段と詳細になる4月を迎えるに当たり、い

かに搬入量を減少させるかの提案をいたします。

現在、防府市ではごみ減量化器具購入補助金の品目には、生ごみ処理容器と電動式ごみ処理容器とがあります。他市におかれましては、個人及び自治会に対し、ごみ減量化器具購入補助金を支給しているところがあります。金額はまちまちですが、ごみ減量化に寄与しております。

そこで、前橋市の例を御紹介いたしますと、ここでは2品目のほかに、枝葉粉碎機の購入に個人及び自治会に対し購入の助成をされております。生け垣を推奨していく過程においては避けて通れない問題と思いますので、新たな取り組みとして助成品目になりませんか、お尋ねいたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。ただいまのごみ減量化器具の助成品目増加についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

現在、本市におきましては、ごみの減量化と再資源化を図る目的で、一般家庭から排出されます生ごみを堆肥化する生ごみ減量化容器及び電動生ごみ処理機を市内の販売店で購入された市民の方に対し、補助金を交付しております、防府市ごみ減量化容器等購入費補助金交付要綱を制定いたしておるところでございます。

議員御案内の枝葉シュレッダーと申しますのは、枝葉粉碎機とか、ガーデンシュレッダー、園芸用粉碎機などの名称で市販されております剪定いたしました庭木の枝葉をチップ状に粉碎する機械のことと存じます。

この粉碎機を使用いたしますと、そのメリットといたしましては、これまで焼却処理を行ってございました枝葉を粉碎しチップ化することによりまして、堆肥としての再利用ができるとともに、チップを均等に植栽などに敷き詰めるマルチング材として、また、地中温度の安定化、土壌の乾燥防止、雑草の発芽の抑制等ができ、また、数年で自然に分解されることから、土壌の改良にも効果があると言われております。

加えまして、庭などに均一に敷き詰めることにより、クッション材としても再利用することができるものでございます。

防府市環境基本計画におきましては、市民の取り組みとして、庭への緑の植栽やプランター、花壇の設置により、居住空間の緑化を進めることを推進しておりまして、生け垣や庭木の剪定により生ずる枝葉の処理が必要となつてまいります。剪定された枝葉をチップ化し、堆肥等として再利用するということになれば、循環型社会の構築に向けた取り組みとして大きな効果が期待できるものと考えております。

しかし、これら枝葉がチップ化されたものとはいえ、可燃ごみとして排出されるのであ

れば、ごみの減量化やCO₂削減といった地球環境への負荷軽減につながらないという問題点もあるわけでございます。

こうしたことから、チップ化したものはみずからの責任において有効活用することを義務づけた上での補助制度とされております議員御案内の前橋市の例や、その他、同様の制度を持っております全国他都市での制度のあり方や、実施状況などを十分に調査・研究した上で、今後の対応を考えてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、田中敏靖議員。

○8番（田中 敏靖君） 御答弁ありがとうございます。先ほど「まえはし」と言いましたけど、「まえばし」市が正しいと思いますので、訂正させていただきます。

前橋市でやっておられるのは、これは現在CO₂排出規制、こういうので、やっぱり地球温暖化の問題で、少しでも、要するに堅いものより少し酸素をよけい出すような植木を植えようという一つの流れの中で、そういうことをやっておられます。特に、これは群馬県の中央部で、都会の中の緑化というんですか、そういうことをやるためになさっておるようでございます。

また、補助金等につきましても、防府よりはいいようです。参考に申し上げますと、例えばコンポストなんかでも、防府は3万円ですけど、向こうは5万円出すとか、そういうふうな、取り組みが違っているわけではありませんが、もっと出してほしいなという思いがしております。

特に、私が今回取り上げた枝葉破砕機というのは、やってみれば結構いいものなんです。結構太いもんでも堅ければ粉碎をよくします。そういうふうな器具なものですから、そういうものを自治会等々、また個人に配布してやれば、まず収集運搬につきましましては量が10分の1に落ちると、まず1つは、こういうふうな量の削減にもなります。

それから、自分の家の庭にもまけば、先ほど御答弁でありましたように堆肥にもなりますし、また、乾燥を防ぐとか、直射日光を防ぐとか、いろいろなものがありますし、微生物も出てくるでしょう。こういう流れの中で、枝葉をやってもらいたいというように思っております。これは行く行くは、今、防府のクリーンセンターの中で庭木の剪定木材等々については、今までは50センチメートルでしたけど、1メートルぐらいに切って持ってこいと言われとるわけです。どの家ものこを持っているわけではありません。だから、なかなか切れないわけです。そういうふうなときに、そういう大きいものでも持ち込めるところがあれば、まだまだ緑化が進むであろうと、こういうふうな思いの中で考えておりま

す。

剪定木材等々については、通常の機械では、今私が申し上げているような機械では大きいものは、なかなかありません。将来は、これの大型の機械を市で設置していただいて処理していただければ、ますます緑が増えるのではないかなど、地球温暖化の歯どめをかけるためには、ぜひとも必要ではないかなというように思っております。

浜松市というところに、バイオマス活用推進計画というのが、平成25年4月になさっておりますが、その中でいろいろ記載されている中を見ますと、ほとんどそういう剪定材というのは大体93%ぐらいは焼却されてるよというふうになっているようです。そういうふう焼却するのではなくて、やっぱり堆肥化しようとか、バイオマスにしようとか、いろいろなことを考えることが今からの地球を守るための一つの地方からの提案ではないかなと、私は思います。

今ごろは、田んぼをつくるにしても、化学肥料を使うんでなくて、堆肥等々を使おうと、こういうふうな問題もいろいろ言われてはおります。山間部にあるところは、もう市のクリーンセンターに持ち込むことはなかなか難しい。そういう中で、通常は田んぼにすき込んでいくと、こういうことぐらいしかできないということ。そういう中で、こういう機械を補助金を出して自治会等々、また個人に渡すことによって、ますます進むのではないかなと、こういう提案をさせていただきますので、今すぐにはできないかもしれませんが、やはり防府市から発信していただく上では、ぜひとも取り組んでいただきたいと、こういう大きな要望を入れて、この項も終わります。

じゃ、次に参ります。じゃ、3番目で最後でございますけれど、公道拡幅・改修について2点お尋ねいたします。

まず最初に、狭隘市道拡幅助成制度の創設についてお尋ねいたします。

市には、限られた予算の中で多くの事業をなさっていることは承知しておりますが、要望すれど、なかなか実現しない場所も多く見受けられます。柳井市や宇部市では、狭い市道を市民の手でと、住民主体で拡幅工事が進んでいるように聞いております。市民がみずから勤労奉仕をし、市が材料、機械を提供し完成するシステムは、まことにすばらしいものと思っております。

このように農業農村課が取り扱っている単市土地改良事業の道路課バージョンとして新たに取り組まれないと思っておりますが、いかがでしょうか。

2番目に、市街化区域内、里道、水路、堤塘の補修の取り扱いについてお尋ねいたします。

線引きをしたとき、本来、市街化区域内の里道——これは農道等ですが、水路、堤塘の

補修は市で行うようになっていたはずですが、守られておりません。市街化区域においては宅地化が進み、単市土地改良事業の適用は田畑の量などが該当しなく、荒れ放題となっております。ミニ災害では公費補修はできず、住民はなすすべもなく困っております。

このような状況の中、市街区域内においては、第1段階として単市土地改良事業の補助率をアップし、受益者面積を撤廃するなど、改善の考えはございませんでしょうか。明快なる御回答をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。公道拡幅・改修についての御質問のうち、私のほうからは、1点目の狹隘市道拡幅助成制度の創設についてお答えをさせていただきます。

まず、本市の市道についてですが、平成5年4月1日に改正いたしました現行の市道路線編入基準では、「道路幅員4メートル以上」と規定いたしておりますが、旧、それまでの市道路線編入基準では、「主要道路に連絡し、かつ、生活に密着した道路幅員2メートル以上」の路線につきましても、市道として路線編入を行ってきた経緯がございます。

このことから、市内には道路幅員が4メートルに満たない路線も半数程度ございまして、各地域から多くの拡幅・改良要望をいただいております。現在、本市では、市内のバランスや緊急性を考慮しながら、年次的に改良工事を実施いたしておりますが、長期間お待たせする等、地元の皆様の御要望に十分お応えできていないことは承知いたしておるところでございます。

このような状況下におきまして、市道の拡幅工事を行うに当たり、地元が労力を提供し、市が原材料の支給や機械の借り上げ経費等を助成する地元労力提供型制度を創設してはどの御提案でございますが、県内でも同様な事業を実施されている市がございます。一例ですが、宇部市におかれましては、平成22年度に小規模な道路工事の要望を実現するため、「わたくしたちの道づくりサポート事業」なるものを創設され、平成23年度にはモデル地区を指定されまして、同事業を実施されております。

具体的に申し上げますと、見通しが悪く、車両の離合が困難な道路幅員2.7メートルの市道の延長36メートルについて、掘削やのり面整形・側溝整備等を地元自治会が行い、アスファルト舗装については市が施工するという形で、道路幅員を5メートルに拡幅され、退避所の整備を行っておられます。また、平成24年度にも同様な事業を実施されておるとのことでございます。

このような地元労力提供型の事業が成立した経緯や背景につきましては、それぞれの地域特有の環境があったものと考えられ、また、お聞きもいたしておるところでございます。

本市におきまして同様な事業を展開いたしますには、まずは地元の御意向が最も重要であることは言うまでもございませんが、拡幅するに当たっては、道路構造上の技術的水準をクリアすることや、用地を確保すること等、さまざまな課題も予測されますことから、今回御提案いただきました「狹隘市道拡幅助成制度」につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 産業振興部です。私ほうから、2点目の市街化区域内里道、水路、堤塘の取り組みについてお答えいたします。

本市の単独市費土地改良事業についてでございますが、この制度は、農業生産基盤の整備を図るために、国や県の補助対象とならない小規模な事業を対象に、土地改良区、水利組合、受益農家等が行う水路、農道、ため池等農業用施設の整備に対し、補助を行うものです。

採択要件についてですが、まず、事業費は20万円以上180万円以下のものとしております。ただし、樋門・水門及びため池の改修につきましては、300万円を限度としております。

次に、受益農家戸数ですが、2戸以上ということで、受益農地面積は対象施設により異なりますが、0.5ヘクタールまたは1ヘクタール以上としております。

また、補助率についてですが、農業振興地域のうち、農用地は65%、農用地以外のいわゆる農振白地については55%、それから、市街化区域など、いわゆる農業振興地域以外の農用地は45%としております。なお、市街化区域内の農道の改修や舗装は、この事業の対象外としております。

さて、議員御指摘の市街化区域内における本制度の充実と要件緩和でございますが、この制度は、農業生産基盤の整備を目的としたものでございますので、農業振興地域を最優先して実施するよう採択要件や補助率を定めているものでございます。

加えて、本制度への利用希望が多く、御要望から2年以内には事業を実施するよう取り組む方針のもと、本年度の当初予算額は昨年比で1,000万円増額をし、6,000万円を計上しておりますが、既に本年度の実施個所は決定をし、60件は翌年度以降での実施という状況でございます。

こうした要望の状況や本市の財政状況を考慮いたしますと、現在の採択要件で補修が必要な箇所もまだまだ多くあることから、まずは実施個所を増やすという方向で対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 8番、田中敏靖議員。

○8番（田中 敏靖君） それでは、要望をいろいろとお願いしておきたいと思います。

まず、狹隘市道なんですけど、これはたしか市道は昭和57年ごろに一括で市道にした幅員の狭いところが多くあります。また、そういう市道に張りついている家もたくさんあるわけなんです。で、そういうところに各地から市道を拡幅してくれ、拡幅してくれという要望が結構出ているはずなんです。

そういう状況の中で、先ほど御答弁がちょっとありましたけれど、用地の問題等々があるというふうにお話がありましたけれど、用地はもう提供しますよというのがほとんどだと思います。そういう用地は提供しますが、工事をするお金がないからできないというのが多いわけなんです。

そういう中で、地元自治会等々がやる制度をつくったらどうかという、こういう提案なんです。他市がやられておりますので、防府市がやれないという理由はないはずなんです。だから、あらゆる努力をして、その広げる方法をいかに安くやって、きれいな道ができるかという、こういうことに踏み込んでいただきたいと、こういうようお願いをしておきたいと思います。

1番目と2番目が一緒かもわかりませんが、狹隘市道または狹隘道路、それから里道等々、一番最初に私が議員になる前に、先輩の議員から聞いたところによりますと、最初に単市土地改良事業というのをやったときには、市街化区域のほうが補助率が低かったというふうに聞いております。一度調べてみてください。これは、いつのまにか形勢逆転で、市街化調整区域のほうが55、65%になった。それで、市街化区域が45%になったと、こういうふうに聞いておりますが、それは本来は間違いのほうです。なぜかといいますと、昭和46年に線引きをやったときに、土地改良区と行政とが協定を結んでいるはずなんです。市街化区域を促進するためには、当然農地はなくなっていくであろうと。そうなった場合には、その里道、水路、堤塘については、行政のほうが責任を持ちましょうというような協定を結んでおるわけなんです。

それは、以前私が申し上げたかと思いますが、そのときの御答弁は、それは、そのときのことであって、今現在は、現在で考えるべきだというふうなお話だったと思いますが、そのように、当然、単市土地改良事業の該当要件にはならないんです。田んぼのないのに、農家の数が何ぼ、それから受益者面積が何ぼと、そんなことは言ったって、ないわけなんです。農家がないのに、水路は残っているわけです。じゃ、水路というのは、大体排水路になっているわけです。用水じゃなくて排水路になっている。排水路になっているとこ

ろは、農家が責任を持つ必要はない。これは市全体が責任を持つべきで、要するに線引きをやった責任だというふうに私は思います。

そういう中で、どうしてもその水路を直さないと、先般の大雨のような場合には、それは皆崩れてしまいます。農道が崩れる。これはあらゆるところが崩れてくる。だけど、直し手がない。じゃ、どんどん荒れてくる。じゃ、市街化区域のそういう農道等々について、水路については誰が直すのかというふうに思います。単市土地改良事業では救えないのであれば、じゃ、何かの手立てをすべきではないかというふうに思います。

本来は、これはこうだという回答を得たいわけなんですけれど、これは言ってもなかなか難しいんですが、もっと根が深いところがあります。単市土地改良事業という制度をもっと市街化区域型のバージョンをつくってやれば、もっともっと中心のほうに人が集まってくれる。今は、開発は進んでおりますけれど、水路等々ができておりませんので、みんな困っておるはずなんです。そういう問題は各々の議員さんもたくさんそういう要望を出されていると思いますが、ぜひともこういうことを、ことし1年でもかけて、来年からこうしようという結果を期待したいものでございます。

私は、きょう、あすでこれをせいということではありませんが、みんな困っていることを申し上げているつもりでございます。これからの変革を期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、8番、田中敏靖議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、18番、松村議員。

〔18番 松村 学君 登壇〕

○18番（松村 学君） 「自由民主党一心会」の松村でございます。きょうは公契約条例について、1点のみの質問でございます。なるべく簡単に終わりたいと思っておりますので、よい答弁をよろしくお願いします。皆さんお忙しいと思いますので、私も頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、公契約条例の制定についてお伺いいたします。

自民党が推進する経済政策アベノミクスにより、景気回復の兆しは今までになく期待され、見えてきていますが、地方にはまだ余り届いていないと実感されているようで、本市も同様に思うところであります。

ことしの1月19日に自由民主党大会があり、私も山口県の代議員として出席させていただき、直接耳にいたしました。ことしの安倍総理の意気込みは、今までにない気迫を

感じました。総裁スピーチで安倍総理は、こう大きな声で我々に話しかけてくれました。ことし全国の全てにアベノミクスを届けると、ことしが我が党の正念場だと、党员、国民全てに訴えかけるかのような衝撃を受けたところでございます。

私は、地方でできることは地方で、我々も自民党に属するものとして、今、行動しなければと強く感じたところです。

さて、このたび「自由民主党一心会」で2月12日より東京へ行政視察を行いました。新しい試みをしようということで、行重議長以下上田、吉村、安村、橋本議員と私で、高村副総裁、林農水大臣へ来年度の予算要望、また、山口県在京の国会議員事務所や株式会社トクヤマへ本市の企業誘致情報を説明しに参りまして、企業誘致活動を行いました。

企業からの生の声も聞け、新たな課題も発見したところですが、それは後に論ずることとして、このたびは、どうやったら地元のお金が地元でうまく回り、経済的好循環を誘発させ、地元にお金が残るのか、経済的に持続可能な防府市を構築できるかという視点で公契約のあり方について論じたいと思います。

2005年3月末に公共工事の品質確保の推進に関する法律、いわゆる品確法が可決されました。品確法の基本理念に「公共工事の品質は経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と明記され、価格以外の基準で入札を行うべきことが宣言されました。もはや安ければいいという入札の考え方は時代に合わなくなりました。安い裏には理由があります。それによって品質の低下や労働者への賃金のしわ寄せ、下請たたきなどが横行し、地場経済の活力が低下し、市民生活も圧迫されています。

その対策として、市内業者優先による入札、総合評価方式や最低落札率の引き上げなど、入札制度を改善してきましたが、いまだこの問題は改善できていない状況であります。

また、別の角度で論じると、近年、行政の社会的責任が求められていますが、必ずしも純然たる利益のみを追及するのではなく、社会に与える影響に責任を持ち、持続可能な地域を目指すことが必要とされています。滋賀県で取り組まれている環境を重視した入札、グリーン入札をはじめ、福祉や男女共同参画、地元貢献度や地産地消に配慮した政策入札も全国各地で行われるようになりました。

このたび視察した千葉県野田市では、低入札の問題がひどく、野田市長の強い思いで、たった6カ月で条例制定となったわけですが、その後、数々の検討と条例改正がなされています。この条例の特色は、公契約にかかわる下請、孫請、一人親方の労務単価が絶対的に保証された入札制度であり、野田市公契約条例第1条にて、「この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及

び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする」とあります。

労働者の賃金については、千葉県の公共工事設計労務単価の85%を最低賃金、規定のない職種は市長が別に定めるとし、これを確実に実行するために市内・市外の労働者に周知を徹底し、常時違反の申し出を受け付け、最低額を下回ったときの支払い義務や立入検査の実施、違反した場合の公契約の解除や損害賠償、違約金の徴収まで、かなり厳しく規定されております。

結果として、平成22年2月1日施行後、今まで1件のみの取り締まった実績がありますが、最低労務単価は市内全域確保できているに至っています。

本市に照らし合わせますと、平均落札率は平成23年、80.9、平成24年、86.6、平成25年、89.5と改善していますが、予定価格は過去と比較して、単価、業務性質の積算上、安価になっており、落札率が高くて、実際は単価が安価であるため企業の利益率は低く、結果として決定的な改善になっていないのが実情であり、公契約をしている企業や下請、孫請の経営者や労働者に聞いても、自分の子どもには会社を継がせられない。自分の代で廃業する。仕事をもらっても赤字になるときがある。経営や生活がぎりぎりであり、労働者の給与も昔と比べかなり低くなったなどの声が多数寄せられています。

そこで、このたび公契約条例を防府市で制定していただき、今まで述べてきた問題を解決し、1000年続く防府市、子々孫々受け継がれていける持続可能な防府市の経済基盤をつくっていただきたいと考えますが、当局の御見解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の国や地方自治体が発注する公共工事や業務委託などの請負契約で、従事する者の適正な労働条件を確保することを目的とした公契約条例の制定につきましては、本市におきましても平成18年7月の本市議会において、公契約法の制定に関する意見書の採択がなされております。

また、公契約条例の制定につきましては、これまでもこうした一般質問において何名かの議員よりお尋ねをいただいております。最近では、平成24年3月議会においてお尋ねがあり、本市といたしましても、「労働条件の向上及び労働環境整備につながる考え方について注目しておりますが、条例の制定に向けては、最低賃金法との関係など、法的解釈、条例制定の是非を含め、いまだ全国的には賛否両論の状況にもあり、本市における公契約条

例の制定につきましては、国の法制定の動向及び県あるいは、他市の動向を注視しながら、適切に対応していきたい」旨の答弁を続けているところでございます。

その後、全国の自治体における状況などについて調査いたしておりますが、9つの自治体で最低賃金の定めを持つ公契約条例等の条例が制定され、5つ以上の自治体で賃金条項の定めのない公共調達基本条例などの制定がなされております。

また、各自治体のホームページ等では、公契約条例の制定等に関する検討状況も掲載されておりますが、各自治体においても慎重な検討が進められ、今まで以上の問題提起がなされたところもあるなど、今後もさらなる検討がなされる、そういった状況にございます。

議員御提案の公契約条例が制定された形とは異なりますが、本市における雇用や産業の振興に資する取り組みといたしましては、公共工事の発注や物品の購入に当たり、市内業者の積極的な活用に努めるとともに、工事の落札業者に対しましては、地元企業への優先的な下請発注を促進するなど、入札条件や指示事項等により要請を行っており、工事着工に当たり、下請負人届が提出された際には、市内業者の活用について、聞き取り調査及び指導も行っております。

さらに、公共工事の品質確保及び労働条件の改善を図るため、低入札価格調査制度あるいは最低制限価格制度の導入や、極端な低入札を排除し、適正な価格での受注を促すため、調査基準価格なるものの引き上げを平成17年度から24年度にかけて数回実施するとともに、平成25年5月14日付で国が調査基準価格の見直しを行ったことによりまして、本市におきましても改正に向けて検討を行っているところでございます。

また、平成20年度からは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式を導入し、平成23年7月から市内下請の利用を評価する項目をその中に新設をしまして、平成24年度からは市内下請の活用に新たな評価項目を追加するなど、市内業者への活用促進に努めております。

このほか、入札の透明性や談合防止のため、これまで、同一入札参加業者間の下請については一切認めておりませんでした。が、工種によっては市内業者に下請が出せないという状況にありましたので、市内業者への下請工事の発注を促進し、雇用確保の観点から、平成25年7月には下請の制限も緩和しているところでございます。

一方、国におきましては、東日本大震災や、近年続いております技能労働者の減少等に伴う労働需給の逼迫などにより、労務単価が全職種で著しく上昇したことに伴い、平成25年4月1日以降に契約を行う工事について、新労務単価に基づく変更契約の特例措置が講じられ、本市においても特例の適用を決定し、あわせて、平成25年6月6日には山口県建設業協会防府支部に、「技能労働者への適正な賃金水準の確保に関するお願い」を文

書にて要望するとともに、市内業者の皆様に対しましても同文書を送付し、周知を図っているところでございます。

なお、労務単価につきましては、ことし1月31日付で今年度2回目の改定がなされ、これに伴う特例措置が講じられましたことから、本市におきましても、新労務単価の特例措置の適用を決定しまして、3月5日にホームページでお知らせするとともに、あわせて文書で「技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い」なるものを行ったところでございます。

以上、全国の各自治体の状況や本市の取り組みについて答弁いたしました。先ほど申し上げました本市の取り組みにつきましては、決して議員御提言の公契約に取りかわる施策であるとは考えておりません。

議員御案内の公契約条例の制定は、下請、孫請、一人親方の労務単価が絶対的に保障された入札制度として有効な施策と言われておりますが、本市における公契約条例の制定につきましては、今後も国の法制定の動向や県あるいは、他の自治体の動向にも注視しながら、重大な関心を持って適切に対応してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 御答弁、ありがとうございました。法的解釈とか、そういったものによって、まだ導入というのはいかがなところかなというような御説明がありましたけども、インターネットを見てみますと、今9つの自治体とおっしゃいましたが、ことし、かなりこれを制定していくような自治体とか、研究していく自治体がかんりの数で増えております。ですから、この辺のところというのは、今の時代背景のもとにだんだんクリアになってきているというふうに私は思っております。

で、市としても、今、多くの入札方法がとられ、総合評価方式以下いろんな工夫をしているということがございますけど、基本的に実態としてどうなのかと。例えば、たくさん入札制度をやっていますけども、不利益をこうむっているような企業とか、労働者はいないのか。住民の生活と福祉がきちっと守られているのか。また、まちのあるべき姿に向かっているのかということが、今の現行の入札制度に求められている。これが一番大事なことである。そして、防府市がどうなのかということなんです。

ですから、いろいろ調査したということですけど、これは後で聞きます。

先にちょっと関連として、低落札の問題ということでちょっと質問しますけど、以前、大手設計業者らが測量設計の落札率が二、三十%ぐらいで多数落札されて、地元の設計業者が落札されないという嘆きの声が議会でもかなり聞こえておったんですけども、その後

の落札状況はどうなっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 御質問にお答えいたします。

以前、業務委託の低入札の傾向があったが、現在の状況はどうかということでございますけれども、平成23年度で申し上げますと、土木系の測量設計につきまして45%程度でございました。その後、今、平成25年度ですけれども、今年度が74%と、倍近く改善はしてきております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 参考までにですけど、今後またそういう地元の企業にしわ寄せがある可能性もありますので、これはあくまで要望と研究していただきたいということだけ申し上げておきますけど、一応今、野田市におきましては、測量設計について下限値を設けております、60%ですけれども。これを今後、市として適正な下限値を、もしまたそういった下回るようなことがありましたら、ぜひ設けていただきたいと強く要望しておきます。

それでは、本論に参りますけれども、先ほど調査をされたと、しているということでございますけれども、じゃ、市として実際労働者、下請、孫請とか、一人親方の、こういうもう人数がほとんど二、三人ぐらいの規模の企業はたくさんあります。こういったところまでの実態というのは、今どうなっているのか、把握されているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

実際の実態につきましては、把握はそこまでしておりません。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 以前、昨年でしたか、商工のほうで中小企業の経営実態というのをアンケート調査でされております。これを見ますと、100万円前後の企業の調査が余りなされていないんです。どっちかというとな資本金が1,000万円とか500万円以上、これだけで75%です。

で、何が言いたいかといいますと、結局、そういった本当に小さく頑張っている、本当にこだわりを持って頑張っている技術者の方々のところに今スポットを当てなきゃいけないのではないかと。防府市ではそういう方々のほうが多いわけですから。ですから、この辺のやっぱり分析・調査というのをして、改めて入札のあり方、または、ちょっと質問がずれますけれども、そういった企業の支援策というのをやっていかななくてはならないと思う

んですけども、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えをいたします。

議員から御紹介ありました市内の中小企業へのアンケート調査を活用した、市内の中小企業を対象とした諸施策につきましては、昨日も吉村議員の一般質問の中でも、市の姿勢というのを御答弁申し上げましたとおりでございますが、それら企業の中には、本市の入札参加登録業者、多くおられます。

そうしたことから、これら市内業者への工事等の発注につきましては、先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、今後も引き続き入札制度の適正な運用を行い、市内業者への活用促進に努めてまいりたいというように考えております。

なお、議員御提言のアンケート調査の結果を、公契約条例の制定に反映させることにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） ですから、こういった一番まず直接受注する企業、そして最下層のそういった企業、そこまで管理できて、初めて経済基盤といいますか、市の経済基盤がきちっと守られたと言えるんじゃないかと思います。だから、結局、今、下請が地元業者であるのを加点した総合評価方式も導入しているとおっしゃいましたけども、じゃ、その次の下請はどうなのか。そして、その次の下請はどうなのか。結局、しわ寄せは限りなく続いていくわけです。ですから、そこをどこでとめていくかというのが市の経済の底力をアップすることになるわけでありまして。

それと、ちょっと質問を変えますが、先ほど、総合評価方式のことをかなり言われておりましたけど、データを見ますと、平成23年から7件、6件、4件と減少しておりますけども、何かこういった入札方式が余り市でもとられておりませんが、何か理由があるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 御質問にお答えいたします。

総合評価方式の件数が今年度ちょっと減っているのはどういう理由かということでございます。

本年度につきましては、総合評価方式の入札件数を当初8件予定をしておりましたけれども、9月まで順調に4件を実施した後、労働費の高騰や技術労働者の不足による入札不調、さらには、平成26年4月から実施となる消費税の改正などが影響し、最終的には4

件少なくなっているのが現状でございます。

この消費税の改正では、工事請負契約での特別な経過措置において、現消費税が適用されるのは昨年9月末までに工事請負契約の締結、もしくは、本年3月末までに工事が完成することが条件となったことから、早期に請負契約を締結するためには、通常の入札より日数が約2週間程度かかるものでありまして、総合評価方式の入札をこれにより10月以降中止したことによるものでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） わかりました。

それと、冒頭、政策入札ということに触れましたけど、市としても、今までこのような入札方法をとったことがあるんでしょうか。あれば、実際何件なんんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 御質問にお答えいたします。

まず、工事発注につきましては、市内業者最優先で行っております。また、工事の規模、難度によりまして、市内の業者で対応できない場合は、準市内、市外業者へと業者選定の対象を広げております。

政策的な条件をつけて発注した工事はあるのかという御質問でございますけれども、先ほども市長の御答弁の中でも申し上げましたけれども、総合評価方式による入札手続では、評価の視点の企業の地域精通度において、評価項目、地域貢献度の中に下請の活用と資材等の購入計画の2つの細目を設定し、評価の対象とすることで、市内業者の下請や市内産資材の活用を促進しているところでございます。

また、この3月議会初日におきまして、工事請負契約の締結の議決をいただきました防府市立右田小学校校舎改築（建築主体）工事におきましても、入札参加条件を市内建設業者の方を対象とした共同企業体による発注をしているところでございます。

それと、議員御案内のありましたほかの、このほかにあるかということにつきましては、今のところ承知しておりません。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 地元を優先になるように配慮はしているということですが、その他、いろいろ環境に配慮したとか、ああいったことはない、こういうことでございますね。

で、実際今、全国でいろんなユニークな入札方法がとられております。総合評価もです

けど、そういった自治体の数、年間の件数というのがどんどん今増えてきております。先ほど、法的解釈云々言われましたけども、実際そうやって取り組んでいる、公契約条例制定に向けて取り組んでいる自治体の数もかなり今増えてきております。

ですから、ぜひいま一度、いろんな研究、いろんな先進地の情報を取り入れていただいて、今年度ぐらいに検討をしていただきたいというふうに思っております。時代の要請に応えるべく、新しい入札制度へと改善していただいて、実績を上げていただきたいと思います。それについて、いま一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

先ほどから、一応今後のいろんな他都市の状況等を調査・研究いたしまして、適正に対応してまいりたいというのが今の考えでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 冒頭、安倍総理の発言で、全国の全てにアベノミクスを届けるとは、まさに、こだわりと高い技術を持ちながらも、小さく頑張って、日本経済を底辺で支えられている方々の生活を安定させ、そこまで景気回復の効果を伝えることだと思えます。

そのためにも、市独自でやれること、いえ、市でないとできないきめ細やかな政策もあると思えます。その一つが、まさに今言った公契約条例であると思えます。今こそ市民の全てが景気回復を実感できるよう、市としてもアベノミクスの受け皿をつくるべく一歩進めていただきたいと思います。この条例は野田市長の強い思いとリーダーシップのもと、わずか半年で制定されましたが、松浦市長も実際商売をされております。この辺の厳しさはよく御存じと思いますが、この辺の取り組みにつきまして、いま一度、どうお考えなのか、お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 事業にはいろいろな事業があり、仕事にはいろいろな仕事があるわけですが、公共工事の発注という、この一つの分野に関しての御質問であるということでの答弁をさせていただきますが、この場合には、やはり国の動向あるいは県御当局の動向というものを、私どもは最大限尊重して対応していくべき事柄ではなかろうかと思っております。公共工事の持つ性格というものが、そういうものであろうと思っております。

ほかのことに関しましたら、さまざまなアイデアや、さまざまな思いを入れ込んだ政策

も可能であろうと、このように思っております、今そちらのほうにはいろいろな形で取り組んで、もってアベノミクスが全国津々浦々に広がっていているという実感を市民に共有していただけるように鋭意努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 国や県の動向とおっしゃいますけども、地方自治体というのは、もともと独自性のあるまちづくりをするための一つの組織でありますので、やはり今、実際、防府市で何が問題なのか。例えば、商店街や飲食店街、いろんなどころを見られても、人が歩いていない。そして購買力も落ちている。これは何かといいますと、やはり労働者の生活がいま一步及んでいないということであろうと思います。

ですから、まちの問題に即座に、柔軟に対応していくということが必要であると思えますし、そう考えますと、このような入札制度も市の問題をまず真っ先に解決するという気持ちさえあれば、すぐできると思えますし、実際、先ほど法的な問題もおっしゃいましたけども、実際は野田市が始まって、2010年川崎、2011年相模原市、多摩市、2012年国分寺市、渋谷区、厚木市で成立し、その他いろんな県、県も含めて、市区町村も含めまして、このような研究、取り組み。で、ことし、かなりこの制定が行われる。インターネットを見ると、そういう情報がたくさん今出ております。

ですから、それに臆することなく、まちの未来に向かって果敢に問題をきちっと手当てをしていただいて、まちがにぎわいを取り戻すように頑張ってくださいたいと。

しかも、今はアベノミクスのおかげでだいしょ景気の回復が見込まれているところですから、その受け皿を市でつくっていただく。公契約じゃなくても、そういった処方箋をやっぱりしていかないと、防府市の今の市民の生活は決していいというふうには思えないわけでありまして、そういった手当てを執行部のほうでも真剣に、この機に考えていただきたいと思えます。

本市においても、防府市で働く全ての人の生活の安定を保障し、ことし景気対策の補助金もかなり盛り込まれていますけども、いま一度アベノミクスが防府市の全てに届けられますよう、市としてもしっかりと考えていただきたいと強く主張いたしまして、この質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、18番、松村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、20番、山下議員。

〔20番 山下 和明君 登壇〕

○20番（山下 和明君） 公明党の山下でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。

最初の質問ですが、都市再生整備計画について質問させていただきます。

防府市は、はるか昔、周防の国が置かれ、地方政治の中心地でありましたので、それに伴い、文化や歴史に関する文化財や史跡は幅広く、歴史資料として、多く残っております。

本題に入る前に、萩往還、国指定史跡について防府市史の資料を参考にいたします。

萩往還は、慶長9年、1604年の萩城築城後に整備され、萩から山口を經由して三田尻に至るまでの幹線道路で、全長およそ53キロメートルであります。

この道は、藩主の参勤交代道であったので、整備がされていきました。また、山陽と山陰を結ぶ連絡道として民衆の交通路でもあり、幕末には多くの志士たちが往来するなど、歴史上重要な役割を果たしてきた道でもあります。萩往還と山陽道が唯一交わる宮市は、交通の要所として多くの人々が行き交ったのです。

防府市内では、宮市町、今市町の市道815メートルと、三田尻本町、お茶屋町の市道409メートルが萩往還として国の史跡に指定されています。今市町から宮市町の間は、現在、一部道路拡幅がされており、萩往還の中で道筋に宮市本陣兄部家が置かれ、歴史的景観が残っていることから、平成10年度に制作した防府市歴史美遊感計画を取り入れた形で、平成20年度から都市再生整備事業が開始され、平成22年には、まちの駅「うめてらす」がオープンし、今市町から宮市町の間市道、歩道、電柱地中化等の整備を、当時のまちづくり交付金を活用し、一体的整備を約13億円規模の事業で、ほぼ完了に至っております。

残念なことに、兄部家は焼失しましたが、復元も視野にあり、また、隣接して種田山頭火ふるさと館の用地取得が決まり、先々の観光振興の観点から経済効果をもたらすことは明らかであろうかと考えるものであります。

しかし、一方、萩往還の終点となる国の史跡指定された三田尻側の三田尻本町からお茶屋町の間は手つかずの状態であります。三田尻側には、三田尻御茶屋と英雲荘や三田尻本陣五十君家、三田尻御舟倉跡、住吉神社の石造燈台、野村望東尼終焉の地、また、2015年のNHK大河ドラマ「花燃ゆ」の主人公は、吉田松陰の妹、文、楯取素彦氏の妻のお墓は、桑山の大楽寺にあり、他市、他県からの来訪が期待できます。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、三田尻方面の歴史的な遺産を活用することが、観光行政の推進になることは言うまでもありません。松崎方面の歴史的な美遊感整備もほぼ整ったのではないかと思います。

す。

次は、かつて港で栄えた三田尻方面の歴史を活かしたまちづくりを取り組む時期にあるかと考えます。三田尻方面の美遊感整備ができてこそ、萩往還で結ばれた一体的な文化財を活かした地域再生整備が、防府市のにぎわいと活性化になると確信いたします。三田尻方面の再生事業は、まちづくりにおいて最優先課題だと思えます。当局の方針及び計画についてお尋ねをいたします。

2点目は、萩往還と位置づけられたのは、萩から三田尻御茶屋、英雲荘としておりますが、毛利藩は水軍の根拠地を三田尻に移し、三田尻港は軍港と並んで商港として、藩の表玄関として栄えた地域であります。宮市から三田尻の間の歴史、史跡からして重要な往還路であったことは言うまでもございません。

しかし、萩往還として国の史跡に指定を受けています三田尻本町からお茶屋町英雲荘の間409メートルは、手つかずの状態であります。道標が残っているだけで、歴史的街道の風情はなくなっておりますが、国の史跡指定にふさわしい整備の取り組みを望みますが、いかがでしょうか。

3点目は、さきに申しましたが、2015年のNHK大河ドラマ「花燃ゆ」、吉田松陰の妹、文、楫取素彦氏の妻のお墓は桑山の大楽寺にあり、他市、他県からの多くの来訪が期待できます。

そこで、萩往還に、史跡がわかりやすいように統一的、連続的な誘導標識を設置できないものか、お伺いいたします。

昨年開催した華浦地区の議会報告会で、車道と歩道の境に白線が引かれていますが、それに沿って萩往還道の間をグリーンのラインを引いていただければ、市外から訪れる観光客にわかりやすく、迷うことなく誘導できるのではないかと提案をいただきました。こうした心遣いがおもてなしになるのではないかと思います。あわせてお伺いいたします。

4点目は、ソフト整備として、歴史・観光ボランティアの育成・支援を図り、おもてなしの心で観光客に接していくことが、口伝えで防府への来訪者はさらに広がるのではないかと考えます。これらの育成・支援についてお伺いいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の三田尻地区方面の都市再生整備計画と方針についてでございましたが、平成25年3月策定の宮市・三田尻地区都市再生整備計画の中で、計画区域の整備方針として、

次の3つの方針を掲げております。

1つ目といたしまして、歴史を活かしたまちづくりを实践し、観光資源やまち並みを地域とともに保存・育成・活用していくことで地区内の魅力を再確認するとともに、市民と観光客が安心して地区内を回遊できる環境を実現する。

2つ目として、道幅の狭い歴史的路線である萩往還及び旧山陽道について、自転車や歩行者の安全性、快適性を高めるために、歴史的な景観やまち並みに配慮した交通環境の実現へ向けた社会実験と整備を行う。

3つ目といたしまして、歴史的文化資産やまち並みを保全及び継承していくために、住民や市民グループ、地域NPO等と協働して、景観やまちづくりに対する参画機会を促進するとともに、まちづくり意識の醸成・高揚を図る、でございます。

市では、この整備方針に基づき、各種ハード事業、ソフト事業を展開し、歴史を活かしたまちづくりの实践に取り組んでいるところでございます。

議員御案内のとおり、萩往還のうち防府市内で国指定史跡に指定されておりますのは、宮市町、今市町の市道815メートルと、三田尻本町、お茶屋町の市道409メートルでございます。

市といたしましても早急に、三田尻地区において、この第2期計画の中で歴史的文化資産を活用したまちづくりなど、先ほど申し述べました計画区域整備方針に沿って、地域の皆様の御意見を伺いながら、整備方策を検討してまいりたいと存じます。

御質問の2点目の三田尻本町からお茶屋町間の萩往還の整備計画についてでございますが、三田尻地区には、御指摘のございましたとおり、三田尻御茶屋跡——英雲荘でございます。それから、三田尻御舟倉跡、住吉神社の石造燈台などの歴史的文化資産が数多く残っておりますことから、英雲荘から御舟倉までの間を含め、すなわち萩往還のみの整備にとどまらず、これらの歴史的文化資産をどのように関連づけて整備するかを、地域の皆様とともに、この第2期の中で検討してまいり、実現していきたいと思っております。

次に、御質問の3点目の萩往還の史跡誘導標識設置及びグリーン色のラインの設置について、御指摘のございましたが、まず、史跡誘導標識設置につきましては、大河ドラマ「花燃ゆ」が平成27年放送開始ということを考えますと、早急な設置が必要になることは御指摘のとおりと考えております。

このため、史跡誘導標識設置に伴う予算措置につきましては、都市再生整備計画にとられることなく、今後の補正予算による対応も視野に入れて早急に整備してまいりたいと考えております。

また、萩往還にグリーン色のラインを設置することにつきましては、他市におきまして

は学校周辺の通学路として実施されている例もございますので、観光誘導の方策として、色彩も含め、設置について検討をしたいと存じます。

最後、4点目の歴史・観光ボランティアの育成・支援についてでございますが、大河ドラマ「花燃ゆ」の放送決定を受けまして、防府市観光ボランティアガイドの会の活動も大変活気づいている状況でございます。ドラマの放送開始に向けましては、ボランティアガイドの育成強化のほか、今後の補正予算による対応も含め、特段の支援などを考えているところでございまして、都市再生整備計画での事業実施にかかわらず、引き続き観光ボランティアの育成支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

今、市長からの答弁を聞いておりまして、都市再生整備計画につきまして、2期計画については早急に整備方針に入りたいということで、前向きな姿勢というふうに受けとめさせていただいたところであります。

そこで、細かくですが、現況についてももう少し質問を重ねたいと思っております。

これは世に出回っております都市再生整備計画第2期計画ということでございます。で、この目標及び計画書を見ますと、目標設定という根拠について、このように、「第2期の計画では」という項目があります。で、その項目の中で「三田尻地区において、萩往還の終点となる英雲荘や御舟倉跡などの周辺の歴史的文化財が点在しており、歴史を活かしたまちづくりに重要な地域であると位置づけられておることから」、ここからなんですが、「住民や市民グループとの協働により」と、「景観に配慮しつつ」ということで、ちょっと飛ばしますけれども、そうしたまちづくりに取り組む考え方がここでうたっております。

そこで、この地域住民また住民との協働によりということ、どういった方針が含まれているのかといったことで、まず、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 後で補足を担当からいたさせたいと思っておりますが、宮市地区の場合には、自治会長さんを中心にいたしまして、まちづくりの専門家の方々に入り込んでいただいて、それぞれの住民の方々に出向いていただいて、あるいは、担当の人たちがまちを歩いて、そして絵を描きながら説明会をしていく、いわゆるワークショップのような形を頻繁に行いまして、住民の方々の意識の醸成を促していった例がございます。恐らく、きっと第2期においてもそのようなことを考えながら、住民の皆様方の御賛同を得つつ進めていくようになるものと、私は解釈をいたしているところであります。

あとは担当から補足いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、私のほうから今後の取り組みについて大まかなところを御説明させていただければと思います。

まず、都市再生整備計画事業、この事業の概要につきましては、防府市都市計画課のホームページにも掲載いたしておりますけれども、地域の歴史や文化や自然環境など、特性を活かした個性あふれるまちづくりを目的としております。おおむね3年から5年の計画を策定した後、国へ申請、承認を受けて、初めて交付金の交付が得られる仕組みとなっております。

市といたしましては、これまで宮市・国衙地区を第1期事業地区として、で、現在は宮市・三田尻地区を第2期事業地区として位置づけて、事業を展開しているところでございますが、今、市長も申し上げましたように、この第2期の事業の中で、次期計画に向けまして、今なお歴史的遺産が多く残ります三田尻地区の整備方策を取りまとめる予定といたしております。

そのため、新年度から早々にも地元職員も出向き、地域の方々と一緒に、話し合いやまち歩きなどもスタートしたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 2期計画におきましては、平成25年度から平成29年度という5年の計画と。で、当初、この都市再生整備計画、220ヘクタールということで、今、御案内があったとおりで、これが宮市・三田尻地区を広げて、400ヘクタールに広げた、要するに構想ということであります。いよいよ三田尻というふうな内容になっております。

で、今、部長が申されました住民説明というか、勝間地域と華浦地域が対象になるかどうかと思うんですが、そうした関係者の意識向上も当然必要、勉強会も意見交換会も必要かと思うんです。この件について、いつごろ、今言われるようなシナリオになっていくのか、具体的に入る予定等々についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまいただきました時期についての御質問でございますが、実は、都市計画課のほうで2年前に景観に関する計画書を策定をいたしました。その際に、今、お尋ねのございました例えば宮市地区だけではなく、三田尻地区におきましても、例えば三田尻地区の景観がどうあればいいのか、どこに三田尻地区として

例えば昔を思わせる景観が残っているのか、建物が残っているのか等々の話し合いは重ねてきた経緯がございます。

で、先ほど市長の申し上げましたことに戻りますが、早急にとという言葉を私なりに置きかえさせていただければ、既に3月になっております。4月から新しい年度に入りますが、新年度に入りましたら、それぞれの自治会長さん等に御案内、御相談もさしあげながら、できるだけ早い段階で地元へ足を向けたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） この当計画につきまして、まだまだ形としては、ふやふやというか、固まったものでもありません。で、25年度から入っているわけですから、こういう時期にということがもう想定されていたわけですから、もう去年、おととしとか、構想のもとに説明というか、この事業の説明に入るべきではなかったのかと。ようやく26年になって腰を上げてというのも少し、早急と言われてますけれども、もっと早急に対応ができていたのではなかろうかと考えておるところであります。

で、資料に沿ってもう1点、もう2点ぐらいお伺いしたいと思います。

それで、歴史的文化遺産を活かしたまちづくりということで、保全と新たなまち並み形成を誘導するための方策についてというところで、文化財サイドによる歴史・文化基本構想の策定に平成26年度から着手するとともに、こうあるわけではありますが、それで、国史跡の萩往還筋に、三田尻本町が今、市営住宅が建て替えと。今、基礎工事が入っております。要するに、そうした国の史跡とされている萩往還の道筋に市営住宅が建とうとしている。そうしたことで、外観、外回りといいましょうか、それにふさわしい場所柄として配慮した建築物になるのか、ザ・住宅、ザ・市営住宅というか、従来からのコンクリで固めたようなものではふさわしくないと思うんですが、その点について配慮があると思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問いただきました三田尻本町団地の建て替えについてでございますが、この敷地が萩往還道沿いにあるということは、昨年の設計段階から私どもも十分認識しておるところでございます。

そのため、設計段階から、例えば屋根につきましては鉄筋コンクリート造の建物になることはやむを得ませんが、平らな屋根にせず、伝統的な三角形の切妻の屋根を採用するか、外壁につきましても、京都等で多く採用が見られますが、いわゆる塗装の着色はしないという形で、景観になじむような打ちっ放しに例えばするとか、また、道に面しており

ますので、敷地の境界に設けるフェンスなどは威圧的にならないように高さを抑えるとか、なおかつ、和風格子タイプのものを採用するとか、また、敷地の境界にございました御影石の縁石等につきましても、昔の面影を残すものでございますので、そのまま再利用する。なおかつ、縁石のそばにはイロハモミジなどを植栽し、四季の移り変わりを地域の方々に感じていただけますように等々の一般的な市営住宅と比べて、少しでもふさわしいものになるよう配慮はいたしておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 歴史文化基本構想、平成28年には策定完了ということですので、そうしたこともあわせて歩調をとっていただいて、ふさわしいものをお願いをしたいと思います。

で、質問ですが、三田尻方面の歴史を活かしたまちづくりに充てようとしている事業は、今のところ明確にこの事業ではなっていませんけれども、第1期と申しましょうか、同計画の宮市・松崎方面に充てた予算が約13億円ぐらい、なっております。

で、それぐらいの規模になるのか、想定していらっしゃるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問ですが、実は、第1期の宮市・国衙地区の例をちょっと引用させていただきたいんですが、例えば、電線類の地中化をしようという意見をいただきながら検討を進める段階で、実際に地中化のできた地区、できなかった地区がございます。ただ、地中化のできなかつた地区につきましても、既存の電柱を例えば色のついたものに変えて、景観を守るといふような御提案もいただきながら事業の見直しを行ってきた経緯がございます。

三田尻地区につきましても、先ほどお答えいたしましたように、地元の方といろいろお話し合いをしながら、3年から5年の中でできる事業費というものを、そういったお話し合い、または、まち歩き等を重ねる中で、提案がまとまって、構成されていくものだというふうにご考えておりますので、今時点で事業規模についてちょっと御説明、御回答をしかねるかなというところがございます。御理解いただけましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 市長の答弁にも早急な取りかかりというか、地元への、三田尻方面への説明会も入っていかれるということではありますが、この2期計画というものは

25年度から29年度としておりまして、遅くとも平成26年度には、というより、早急にということで、勝間地区また華浦地区の地元のそうした中心となられる方と調整を図っていかれるということではあります、じゃあ、具体的なこの事業計画が27年、28年ごろに着手できるというのは、ちょっと厳しいかなというふうに思うんですが、そうしますと、この2期計画だけでは、もう整備がかなわないということで、次の例えば第3期計画というところまで入っていかないと、整備がちょっと厳しいのかなというふうに、今までの第1期の松崎方面の整備からして、そのように感じるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 事業を進める上で、1点、補足の説明をさせていただきたいんですが、この都市再生整備事業計画というものは国のほうが新たに定められました事業の仕組みでございますが、実は、3年から5年で事業を行った後に、事業評価というものを行うようになります。こういったものもホームページでは公表いたしておりますが、第1期の宮市・国衙地区のときに、例えば地中化を行ったことと、道路の修景整備を行ったことと、地域の皆様や市民の皆様にアンケートを行って、その評価いただくようになります。この評価は、そのまま国のほうに提出を義務づけられておりまして、そこで高い評価がいただけたということで、2期にまた入っていけるという形をとっております。

ですから、三田尻地区にはもちろん、私ども、防府のまちの成り立ちを考えれば、三田尻地区は当然取り組むべき地区ということは重々私ども肝に銘じておりますが、この2期の事業も地元の方々、市民の方々から御好評といいますか、高い評価をいただくことで3期、4期へというふうにつなげていけるものでございますので、急ぐということにつきましては、できるだけ急ぎたいとは思っておりますが——すみません、市長のほうからちょっとメモをいただきましたが、実は、宮市・国衙地区につきましては、まちづくり大賞、私どもの説明が不足しておりましたけども、国のほうから、国土交通省のほうから全国的にすぐれた取り組みだということで、まちづくり大賞もいただいておりますので、そういったことを重ねながら、また三田尻地区の整備についても鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 要するに、三田尻側というか、要するに400ヘクタール広げたと。しかし、この第2期の事業予算は大体10億円。しかも、そのほとんどが電柱の

地中化だとか、修景の整備というか、要するに第1期で、これからまだ事業として残っている部分にどうも充てられる予算にしか見えないんです。要するに、三田尻側に具体的な予算がまだ見えてきていないから、こういったことを、3期ということまでお願いというか、という話をしているところなんです。

それで、市長さんにお伺いしたいと思うんですけども、今までのずっといきさつというか、振り返りながら、防府市の新駅、JRが平成9年に供用開始、開通しました。

それに合わせて、周辺の駅北開発ということを含めて再開発があの周辺で始まって、平成10年にはアスピラートが完成しました。で、いわば、その駅の北側をさらに整備していこうということで、こういった防府市中心市街地活性化基本計画というものが平成12年につくられました。

で、この内容は、要するに、76ヘクタールということで、活気が失われているその商店街の再生をして、そして、中心市街地の活性化を図っていこうと。よって、それにまちづくりをしていこうという計画の内容だったんです。

しかし、この活性化の基本計画というものも単一的な事業はあったけれども、この事業が私は力が入ってきたとは思いませんでした。

で、平成10年に防府市歴史美遊感計画、美しく、遊べて、感じるという、こういう計画が平成10年、市長さんが初当選をされた年ですか。これができ上りました。これは、私はいい文化を活かした地域づくり推進計画ということで、これを取り入れる形で今の松崎方面の大きな事業が入っていくと。

で、当初、この美遊感計画があったんだけど、なかなか予算の措置、背景がなかなか見えなかった。それが国のまちづくり交付金ということで、他市、他県もこれを活用しながらまちづくりの再生に取り組み出したということで、ここの部分の交付金を充てて、あの国史跡の萩往還という部分を中心に整備が行われていきました。

あわせて、天満宮から東に行っている都市計画道路も完成して接続をする。それと、今、県が事業主体でやっております旧国道、今の県道というか、山根銃砲店から北に行く信用金庫のあの交差点、約16億円の事業規模で、平成28年度には完成が予定されているということで、あの一帯が、私はいろいろな事業が重なって、先ほど、大賞をとったというお話をされました。私は、そうした整合性で、あの一帯の事業というものは成功した例ではないかというふうに思っております。

そうしたことで、山頭火の用地におきましても、細長いというか、不満もありましたけれども、「うめてらす」もある、こういった事業の中での萩往還に面した場所でもあるということで、我々は判断をさせていただいた経緯があるわけです。

しかし、先ほど申しましたように、三田尻方面においては、なかなか手がついてこない。数年前に、今回の一般質問の冒頭、英雲荘の話もありました。英雲荘の駐車場という問題、歴史公園というか、その一角に駐車場を設けるということもありましたけれども、要するに単発的な、もう地域住民の理解がなかなか得られなかった。

しかし、今この事業をもって、大きな視野に立って、この三田尻方面、華浦地区、勝間地区には、こういった規模で次の展開をするんだという住民との、その代表者と計画を練っていただいて、本当にその三田尻方面がこの事業で整備できれば、今の松崎方面と三田尻方面がその萩往還というすばらしいこの歴史ある道で結ばれてこそ、初めて、この防府市の、市長がいつも言っておられる重点政策の3Kの志の一つの、一体的な美しい、環境的、美しいまちづくりというか、歴史を活かした観光振興が私は大きく、大きく前進するんじゃないかなというふうに思っております。その点について、市長、いかがでしょう。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） おっしゃるとおりだろうと思っております。

私は、私的にはあと21年後の市制100年を一つの大きな目標に、まちづくりというものは永遠に続くものでございますので、短兵急にすぐすぐ立派な都市ができ上がっていくとは思っておりません。

そういう流れの中で、今回の第1、第2の段階では、東京大学のまちづくりの権威と言われておる篠原先生とか、あるいは、中井教授とか、頻繁に私もお目にかかっておりまして、いろいろな角度からの意見交換をしております。後ほどの答弁書にも私の思いを若干入れてあるわけでございますけれども、これからも、先ほどちょっと申し上げましたけれども、萩往還が本来なら御舟倉から萩城までつながっておらなきゃいけないものが、あそこに、いつの時代か産業道路ができてしまって、歴史ある三田尻のど真ん中をとんでもない道路が貫通してしまったわけなんです。これによってずたずたに切れているわけでありまして、英雲荘から御舟倉までの間にも目を見張るようなものがございます。

明治時代ではございますが、明治、大正と大変な隆盛を誇った柏木体温計の跡に、私もこの間たたくみまして、しばし唾然としていたわけでございますけれども、ああいうような旧跡等もたくさんあるわけでございますので、何も英雲荘までということに限定することなく、さっきも申し上げましたが、英雲荘から御舟倉までの間をいかにどうしていくかということも含めて、私はまちづくりを三田尻の中にこれから本腰を入れて入り込んでいく時がきたと。目指すのは市制100年、あと21年後に、もちろん私は市長をそのときやっているはずはございませんけれども、高くはその時を目標に置いて、そして、近くは日々、

後々の答弁書の中にも出てこようかと思いますが、私の思いもいろいろちりばめているところでございます。

全国街道会議のメンバーの1人でもございますし、まちづくり交付金を最大限に活用しての事業は高く評価されて、まちづくり大賞、この後が本物ですよと言われておる中間地点での最高賞を防府市はいただいているところでございますので、完結篇に向けて頑張っ
てまいりたいと思っているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） これは提案かもしれませんが、北側の松崎方面では、まちの駅、また山頭火の館と。そしたら、この三田尻側は港の駅とか、防府市には美術館がないんです。なぜ防府には美術館がないのかと、こういう声もずっと私も聞いております。そうしたことも含めて、各施設の検討をしていただきたいと思えます。

で、3点目、4点目は前向きな御答弁をいただきましたので、次に移ります。

次は、防府市の歴史認識を深める取り組みについて。

本年2月9日、日曜日でした。テレビニュースで、福岡御当地検定試験に福岡市長が挑戦している報道がありましたので、御当地検定を取り組んでいる自治体を調べたところ、県内では萩市、宇部市、下関市が御当地検定を実施しているようであります。

そこで、福岡市の観光振興課が取り組んでいる福岡検定を参考にして紹介いたします。福岡検定とは、福岡が誇る魅力の数々をより広く、より深く知っていただくことで、福岡にはこんないいところがあるんばい、福岡のこんなところを知ったとといった、思わず自慢してしまうそんな福岡通になっていただくために実施する検定試験です。試験区分は、初級、中級があり、試験時間は初級は60分、中級は90分で、受験資格は学歴、年齢、性別には制限はない。出題はマークシート方式で、1問1点、合計100問出題、方式は100点を満点として、70点以上で合格となります。初級合格者にはブロンズバッジ、中級合格者にはシルバーバッジが贈呈される。

受験者は初級は2,500円、中級は3,500円。出題は「福岡博覧」公式ブックからなっております。1,800円であります。昨年の11月15日に発行して、当初5,000部発行したけれども、ことしも1月に1,500部増刷しております。

そこでお尋ねいたします。2年後の平成28年の8月には、防府市制80周年を迎えます。80周年を記念して、防府市の歴史をわかりやすく紹介したコンパクトで買い求めやすい、仮称ではありますが、防府歴史文化財教本、読本を発行してはどうでしょうか。

あわせて、発行した「防府歴史文化財読本」を教材にして、防府の歴史や文化財認識を深めるために、防府検定、御当地検定のことですが、開催をしてはどうでしょうか、御所

見をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。防府市の歴史認識を深める取り組みにつきましてということでございます。

本市につきましては、2年後の平成28年に80周年を迎えることとなります。これまで、こうした節目の年におきましては、さまざまな記念の事業を行ってきておりまして、80周年についても同様に企画、検討することとなると考えております。

この記念事業の一つに、防府の歴史をわかりやすく紹介する、仮称ではございますが、「防府歴史文化財読本」を刊行してはどうかとの御提案でございます。

御承知のとおり、本市にある文化遺産の多くは、文化財として、国、県、市によって指定の措置が講ぜられまして、その件数は県内でも有数の指定文化財保有市でございます。こうした文化財は、本市の歴史のそれぞれの世相を色濃く反映しておりますことから、御提案の（仮称）「防府歴史文化財読本」は、本市を訪れられる方々のみならず、市民の皆様にもよき案内書になると考えておるところでございます。

したがいまして、記載する内容や本の様式、編集、刊行の方法などについて、また、歴史や文化財だけでなく、現在の文化を加えた「防府のことが丸ごとわかる」本にすることなど、防府の魅力を発信するための記念事業の候補の一つとして検討してまいりたいと考えております。

なお、1年半前になりますが、市長より民間の方々所有されております歴史的建造物を（仮称）「残しておきたい建造物」に指定して、保存管理の重要性を御認識いただく仕組みの構築、さらに、歴史的な文化財を地図上に落としした「文化財マップ」の早急な作成について指示を受けているところでございます。

折しも防府が舞台となりますNHKの大河ドラマ「花燃ゆ」の放映も決定されましたことでございます。この時期を逃さず、市民の皆様や訪れてくださる観光客の方々に、ふるさと防府の魅力を発信し、防府市への理解をより一層深めてもらうものとして考えております。

以上、御答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） では、産業振興部ですが、私のほうから、御当地検定の開催についてお答えいたします。

市民がふるさとの歴史や文化などを広く、正しく認識することは、来訪者に対して地域の魅力を興味深く伝えられるようになり、観光の振興にもつながる効果があることから、

御当地検定はその手段の一つとして、一般的には地方自治体や商工会議所が主催者となって実施をされているところでございます。

一方で、最近では、受験者の減少により中止をされる御当地検定も増えてきておりまして、実施をするからには、単にブームに乗っただけの企画ではなく、工夫を凝らした特色ある取り組みが必要と考えております。

議員御提案のように、公式ガイドブックを指定して出題される検定試験も多く、80周年を記念して文化財読本が発行されれば、使用することも可能と考えています。

今後、御当地検定の取り組みが観光ボランティアガイドの育成や市民のおもてなしの心の醸成につながるよう、具体的な実施方法や実施期間などについて研究を進めながら、実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 今、市長がマップの指示というか、歴史的なそうした史跡について入れたマップはどうかと。

この福岡博覧、さっき紹介いたしました、これは福岡市が出している、いわばご当地検定のテキスト、1,800円ということで、こんなすばらしいものができています。で、もう食だとか、祭りだとか、それとか観光も含めた他市、他県から来ても、この1冊で福岡市が一目瞭然と、ああ、こうなのかとわかるすばらしいものです。

で、防府市にも、この「防府の文化財」というすばらしい改訂版が、この平成11年にこんなになりっぱなものが、これは高いと思います。こうしたものを参考にして、今提案のあったようなものを含めて、コンパクトで買い求めやすいものを80周年事業でつくっていただいて、そして、それをもとにして防府市民、市長を先頭に試験に挑戦をしていただく。

萩市は、もう市長さんが何度も挑戦していらっしゃるようですけども、御存じのように、萩市はまちじゅう博物館ということで、「萩ものしり博士検定」というのをもうずっとやっております。これは11月に。

で、先般報道されておりましたけれども、この2月の23日、新たに萩幕末維新検定という、これは歴史認識を向上させるということで、歴史に特化した、これもテキストが1,500円ということで、受験料も結構要るんですけども、3,000円ですか、こうしたものも萩市が取り組んでいると。

ですから、これは萩市のことだけではなくて、萩市に負けないぐらいのやはり防府市にもそうした歴史文化財、史跡があるわけですから、防府市民のそういった意識向上のため

に、こういったことの取り組みについては強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、20番、山下議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩といたします。

午後0時 6分 休憩

午後1時14分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、21番、山根議員。

〔21番 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） 公明党の山根です。本日最後の質問となります。どうぞよろしく願いをいたします。

オープンデータについて質問をいたします。

そもそもオープンデータとは何かといいますと、行政が持つ広く開かれた利用が許可されているデータのことをいいます。さらに、機械判読に適したデータ形式で2次利用が可能な利用ルールで公開されたデータである必要があります。それにより人手を多くかけずにデータの2次利用が可能となります。

平成23年8月3日に、政府のIT戦略本部が電子行政推進に関する基本方針を決定し、公共データは国民共有の財産であるという観点から、そのデータを活用して国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国の社会経済全体の発展に寄与することが重要としております。具体的には、行政機関が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを、利用しやすい形で公開することを目指します。

政府が平成24年7月、IT総合戦略本部で4原則を決めております。それは、1、政府みずから積極的に公共データを公開すること、2、機械判読可能な形式で公開すること、3、営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、4、取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手し、成果を確実に蓄積していくこととなります。

あわせて、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に役立つ公共データに関しては早期に取り組むことが重要と確認されました。震災後、政府は復旧・復興支援制度データベースを提供し、地域や条件に合った支援制度を検索することを可能としました。

しかしながら、企業等が行政の保有する避難所の情報、地図データ等を利用して震災関連情報を広く周知しようとしても、データがPDF、JPEG等で提供されており、機械

判読できず、人手をかけて再入力する必要があるなど、2次利用が困難なケースや、行政機関ごとにフォーマットが異なり、情報の収集や整理に多くの時間が必要とされるケースが発生するなど、さまざまな課題が指摘されました。

本市では、ホームページ上で多くの情報が公開されておりますが、PDF形式がほとんどではないかと思えます。統計でデータのほか、各種ハザードマップも掲載され確認することができますが、PDF形式は絵であり、人間が目で見えて判断することしかできないデータとして公開されているため、オープンデータであるとはいえません。

全国では、先進的に取り組んでいる自治体も増えてきております。オープンデータを公開することにより、民間が公共データを活用し、経済活性化や新たな住民サービスの提供をしています。

先進地事例として有名なのが、福井県鯖江市です。鯖江市は人口6万8,901人であり、主要な産業は眼鏡フレームに代表される製造業であります。現市長牧野氏は、2004年、初当選時よりITのまちを目指しておられ、地場産業である眼鏡の出荷額が落ち込んでおり、オープンデータを通じてIT産業を新たな主力産業に育てたいと話しています。

2013年、オープンデータの数は39で、公園のトイレ位置、災害時の避難所、AEDの設置施設の位置、無料の無線LANアクセスポイントの位置、コミュニティバスの位置情報などを公開しています。

例えば、この情報を民間のIT企業が2次利用して、トイレコンシェルというアプリを開発しています。これによりスマートフォンで、今いる位置から一番近い公衆トイレに案内してくれます。また、コミュニティバスの現在の走行位置が数秒間隔で更新されるアプリ、今いる位置から災害避難所へのルートを表示するアプリ、そのほかに開発されたアプリは80以上とのことです。

千葉市の熊谷市長は、大手検索サイト、ヤフーの要請により、市が持つ膨大な行政データをビジネスに活用するとして、市が持つ飲食店開業の際の営業許可リストのオープンデータ化を進めています。ヤフーは、ネット上に掲載する飲食店情報の更新に役立てるため、これを利用します。市長は、行政の埋蔵データが活用されれば、新たな付加価値が生まれてくるのは間違いないと述べております。

そこで、お尋ねをいたします。

- 1、本市の行政データ公開に関する考え方、これまでの経過、理念について伺います。
- 2、既に公開している情報を含め、オープンデータ化についての取り組みを伺います。
- 3、オープンデータ化推進のためには、専門チームを設置すべきではないか。

以上、3点について御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

オープンデータとは、公共データの民間への開放ということでございますが、国の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、平成22年5月に決定された「新たな情報通信技術戦略」及び平成23年8月の「電子行政推進に関する基本方針」の趣旨にのっとり、オープンガバメントの推進、すなわち行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るための一環として、行政機関が保有している公共データを編集や加工の容易なデータ形式で、商用利用を含めた二次利用を制限することなく公開することにより、民間企業、団体や個人が加工し利用するなど、経済効果やまちづくりなどの新たな市民サービスにつなげていく取り組みのことでございます。

国におきましては、平成13年4月に「電子政府の総合窓口e-Gov」を整備され、平成16年11月には、各府省情報化統括責任者連絡会議で、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を決定し、各府省のホームページ等を活用して電子的な情報提供を推進しておられます。

本市の行政データ公開に関する考え方、これまでの経過、理念についてのお尋ねでございましたが、本市におきましては、平成9年10月に市のホームページを立ち上げ、以降、順次ではございますが、人口統計、財政状況の資料、AEDの設置場所、公民館の位置などの情報の公開に努めてきたところでございます。

現在のところ、多くのものは改ざんを防止するために、加工等が困難なPDFファイル、ポータブル・ドキュメント・フォーマット・ファイルというデータ形式で公開いたしております。

次に、既に公開している情報を含めてオープンデータ化についての取り組みということでございましたが、平成24年7月に国の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定いたしました「電子行政オープンデータ戦略」の中で、「透明性・信頼性向上」、「国民参加・官民協働推進」、「経済活性化・行政効率化」が目的・意義として定義され、基本原則として、「政府自ら積極的に公共データを公開すること」、「機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること」、「営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること」、「取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積していくこと」が示されております。

また、国において、平成25年6月に決定されました「世界最先端IT国家創造宣言」におきましても、オープンデータの推進が盛り込まれております。

さらに、オープンデータは国際的にも重要な取り組みとして位置づけられておりまして、平成25年6月に、英国で開催された主要8カ国首脳会議、G8サミットにおいて採択された首脳宣言の中で、「オープンデータ憲章」に合意したことが盛り込まれ、同年10月には、日本のオープンデータ憲章アクションプランが公表されております。

このような中、各報道におきましても、オープンデータの展望等についての記事が生まれ、議員御案内の福井県鯖江市や千葉県千葉市など、先進自治体の取り組みとその活用事例が紹介されているところでございます。

本市におきましては、昨年8月に開催しました防府市ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー推進本部において、オープンデータを推進していくことを提案し、本年2月に策定いたしました「防府市行政経営改革大綱推進計画」にも当該取り組みを盛り込んでおります。

具体的には、まず、データ形式や構造など提供方法のガイドラインや、利活用のために必要なルール等の整備を行います。公開の時期につきましては、平成22年度に大幅なりニューアルを行いました本市のホームページを、平成26年度にもスマートフォンへの対応などのリニューアルを予定いたしておりますので、これに合わせて、既に公開いたしておりますデータにつきまして、編集、加工等の二次利用が容易な形式で提供していくことを手始めに公開してまいりたいと考えております。

さらには、利活用いただけるデータとするため、位置などの有用な情報を添付した形で提供していきたいと考えておりまして、また、現在公開していないデータにつきましても個人情報の保護、知的財産権、セキュリティの確保などの問題の有無を確認した上で、可能なものについては積極的に公開していきたいと考えております。

最後に、オープンデータの推進のための専門チームを設置すべきではないかという御質問でございましたが、電子市役所の推進を主管しております総務部電算統計課を中心に、各情報資産保有課と連携を図り、進めていきたいと考えております。

なお、必要に応じまして、防府市ICT推進本部のワーキンググループを設置するなど、検討をいたしたいと考えております。

また、平成21年に策定いたしました防府市自治基本条例において、市の保有する情報を積極的に公表し、提供しなければならないと規定しておりますことから、オープンデータの推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の質問についてですが、本市のこれまでの経過としては、財政状況の資料ほか、位置情報などを公開しているとのことでありました。答弁にもありましたが、加工困難なPDFという形式でありますので、機械判読に適した、いわゆるオープンデータとは言えない状況であります。今後は、このデータを含めオープンデータ化すべき情報について研究し、取り組んでいただきたいと思います。

2についてですが、オープンデータ化を推進していくとのことで、本年2月の防府市行政経営改革大綱推進計画に取り組みを盛り込んでいるとのことでありました。今の答弁の中に、本市のホームページを平成26年度にスマートフォン対応などのリニューアルを予定しているとのことでありますが、具体的にどのような内容になるのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 現在は、ホームページはインターネット用、パソコン用につくっております。で、これをスマートフォンで見ますと、字がかなり小さくなってきます。もちろん拡大すればいいんですけども、拡大すると、今度は範囲が狭くなっていくということになります。

で、基本的にはスマートフォンの主流というのが4インチから5インチという画面になると思いますので、これで見やすいように幅を小さくするとか、あるいは横にスクロールではなくて、縦方向のスクロールで読み進むことができるようにするとか、それから、ボタンなんかも基本的にはスマートフォンはタッチパネルでございますので、タッチして対応していくというふうな加工が必要になってくるというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） わかりました。PC用に開発されたホームページでは、なかなか見にくいということでもありますので、スマートフォンで活用しやすいようなものに変えていくということでもありましたので、いろんな情報、さまざまな情報が今ありますけれども、私も常々いろんな情報をスマートフォンに落として見ることもあるんですが、非常に見にくい場合もありますので、使いやすいような表示に変えていただけると大変ありがたいなと思っております。

3番目の専門チーム設置については、必要に応じて防府市ICT推進本部のワーキンググループの設置を検討したいとの、これは前向きな御答弁と理解をいたしました。

先日、スマートフォン用の観光アプリ「防府市観光地の魅力」が配信をされました。私も早速ダウンロードしてみました。このアプリ、防府市スマートフォン用のアプリとしては、第1号じゃないかなというふうに思うんですけども、このアプリはどういった経過

で、どの部署が開発をされたのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 産業振興部のほうからお答えします。

「防府市観光地の魅力」というアプリですけど、このアプリは、昨年度、観光庁の官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業で、「幸せます防府発見ツアー」、このツアーをやるためのいろんな事業をやったわけですけど、その中で、商工会議所、防府市、それから観光協会等で組織をつくりまして、防府市観光資源活性化協議会というんですけど、そこでこの観光アプリの開発を、つくったというところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） またこれからも、こういったアプリというのはどんどんつくっていくことになると思います。

次に、こういったアプリ用のデータ、機械判読可能なデータというのは、現在言われているのが5つの段階を経て機械判読可能な公開データとなるということを聞いております。

これはどういったようなものか、また、本市の現在のそういったデータの状況というのはどうなっているか、それを御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） オープンデータの5つの段階ということでございますが、まず、具体的には、第1段階は、人間が理解するための公開データと。編集が難しい、今現在防府市が公開しておりますようなPDFであるとか、あるいは紙の情報もそれに該当するんだらうと思いますが、そういうふうなものでございます。

で、第2段階は、コンピュータでデータの編集等が可能なものと。例えば、卑近なソフトでいいますと、例えばワードであるとか、エクセルであるとか、そういうふうな汎用のファイルで提供するというもの。

それから、第3段階は、アプリケーションソフトに依存しない、いわゆるデータ形式。ちょっとこの辺が説明が難しいんですが、そういういろんなソフトで編集が可能な形式と。1つのソフトにこだわらない編集が可能な形式というのが3段階と。

それから、第4段階は、インターネットのホームページ等のいわゆるWeb上の標準形式というものが第4段階。

それから、第5段階としては、Web上で自動連携、検索ができるものというふうになっております。

で、防府市の場合は、基本的には、先ほど申しましたように、まだ第1段階がほとんど

ということで、第2段階、いわゆる汎用ソフトの中で加工が可能な形で公開しているものというのはごく一部に限られているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） この5段階の区別というのは公式なものではないというふう聞いておりますけれども、それを例にとって防府市の状況を見てみると、まだまだ最初の段階で、今から一つ一つ前に進んでいくというような感じを受けました。

既に先進地ではかなり進んだ情報に変えているというところもありますので、しっかりこういった技術的なこともやっていけるような行政の力をつけていただきたいというふうに思っております。

質問を通告した後、執行部のほうでも調査をされたと思うのですが、このオープンデータ提供について、他市、他県の状況はどうであるか。また、これから本市の公開している情報をオープンデータ化していくためには、どのような作業が必要となり、また費用はどのくらいかかるのかということをお教えください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 他市や他県の状況でございますが、先ほど議員の御質問にもございましたが、福井県鯖江市、それから千葉市、そういうふうな先進自治体をはじめとして、室蘭市、それから会津若松市、流山市、それから兵庫県、近くでは福岡市と、20を超える自治体がオープンデータに取り組まれておるようでございます。

内容は、これは市によって千差万別で、幅広いところから少ないところまであるんですが、人口等各種統計、それから保育園、幼稚園、学校等の位置、避難所、公民館、公衆トイレ、いわゆる公共施設・公共機関の位置情報、それから医療・福祉等の位置情報、そういうふうなものを二次利用可能な形で公開をされております。

それから、本市が公開している情報をオープンデータ化していくには、どのような作業とどのぐらいの経費が必要であるかということでございますが、先ほど5段階と言いましたうちの、本市の場合はほとんど2段階もしくは1段階というふうに申し上げましたが、3段階以上が機械的な判読が可能なデータではないかというふうにはされております。

既に取り組まれておられます自治体も、さすがに5段階まではほとんど行っておりませんで、多くは3段階を中心にと。2段階というののかなりの市がございます。

で、本市も、今1段階ですので、まずは2段階、それから3段階というふうにしていきたいというふうには思っておりますが、当面は、そのデータを編集可能な状態で公開するまででございますので、作業量はさして、経費ともさして多くないというふうには考えて

おります。

ただ、4段階、5段階ということになりますと、これはデータ変換とか、いろいろ複雑な作業が入ってまいりますので、知識とそれから作業時間も必要になってまいります。それにつきましてはちょっと金額が、今の段階ではまだ検討しておりません。

その辺がまず2段階、3段階が進んで、前に進みましたら、また次のステップとして考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。今回の私の質問では、行政が持つ情報をオープンデータとして提供して、そして民間がそれを利用してアプリを開発して、市民サービスの向上に役立てる。あるいは、地域経済の活性化となることが重要だということ述べました。

今、先進地では、民間だけではなく、自治体がスマートフォンアプリを開発して市民に提供するところも出てきております。例えば、東京都杉並区では、2014年1月6日から、ごみ出しマナー向上のため、スマートフォン向けアプリ「なみすけのごみ出し達人」を無料配信しました。このアプリは、スマートフォン所有率が高い若者を主なターゲットとし、ごみ出しお知らせ機能や、ごみの日カレンダー、捨てたいごみを検索すると、分別方法がわかるごみ分別辞典などの機能があります。

これ以外にも、アプリを利活用した住民向けの行政サービスや、観光誘致など、さまざまなアプリが開発されております。

本市でも、先ほど述べましたスマートフォン用の観光アプリ「防府市観光地の魅力」のアプリを開発しましたが、この次のアプリ開発の予定がありますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 全体的なことなので私のほうからお答えいたしますが、今、具体的にこういうアプリをつくるという情報は持っておりません。ただ、先ほどから申し上げておりますように、オープンデータをするに当たって、行政はやはり、行政がつくるべきものというのやはりあると思いますので、その辺につきましては、具体的なものはちょっと申し上げられませんが、行政としてアプリケーションをつくっていくことは必要なことであるし、大切なことであるというふうには思っております。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。理解をいたしました。

総務部長もいろいろ答弁していただきましたけども、なかなかこのパソコンのことでないと奥が深く、ややこしい内容も出てまいります。聞くところによると、総務部長はスマートフォンを使用されていないということでもありますので、答弁をしながら、ちょっと実感が湧かないなというような感じをお持ちでなかったかなというふうに聞いておりました。

まあ、実際にスマートフォンを使っておられますと、このアプリ、ただ見るだけではなく、パソコンでいろいろ市の情報を見て、ああ、こうなっているんだなというだけではなく、それを利用できると。それこそ現在の状況、移り変わっていくそのバスの走行状況とか、あるいは、今いる位置情報、今それを送って、それからそこへ、目的の場所へ行くためにはどういう経路が一番早いのか、あるいは効果的なのかというのを示してくれるようなアプリが非常に多く開発されておるわけでもあります。非常に使ってみると便利だなというのを実感しております。

本市におきましても、この4月より新施設稼働に伴い新しくごみ分別が始まります。防府市においても、防府市民に必要なアプリが開発されていくよう、まずは今の段階ではオープンデータの推進に取り組まれることをお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、21番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後1時45分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月7日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 藤 村 こ ず え

防府市議会議員 平 田 豊 民